

様式 1 公表されるべき事項

別 添

独立行政法人建築研究所の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成25年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

業績手当について、独立行政法人評価委員会における業績評価の結果を勘案の上、その役員の職務実績に応じた額を支給することとしている。

【法人の長の報酬水準の妥当性】

理事長は、法人の代表として、その業務を総理し、法人経営に関する最終的な責任と権限を有するものであるが、当法人は、そのリーダーシップの下、建築及び都市計画に係る技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及等を行っており、平成24年度の業務実績に関する評価において中期目標達成に向けて順調に進んでいるとの評価(A評価)も得ている。また、その報酬水準については、国家公務員の指定職俸給表に準拠して定めていることから妥当であると考え。

【主務大臣の検証結果】

国家公務員の給与水準を考慮して定められており、評価実績に鑑みても、妥当である。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長
理事
監事
監事(非常勤)

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく、国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を平成24年度に引き続き講じた。
・国家公務員に準じて支給額を減額(俸給月額▲9.77%)(平成24年4月～平成26年3月)。

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成25年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	14,059	9,030	3,448	1,084 (地域手当) 497 (通勤手当)			
理事	12,668	8,402	3,208	1,008 (地域手当) 50 (通勤手当)			
監事	11,202	7,795	1,972	935 (地域手当) 500 (通勤手当)			
監事 (非常勤)	2,647	2,647					

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成25年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当者なし	
理事A						該当者なし	
監事A						該当者なし	
監事A (非常勤)						該当者なし	

注1:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期目標・中期計画に基づき、高度な研究開発業務の推進のため必要な人材の確保を図りつつ、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)及び「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)を踏まえた人件費削減を実施する。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

当研究所給与規定の改正においては、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成25年1月24日閣議決定)(平成25年11月15日閣議決定)等を考慮し、一般職国家公務員に適用される給与法等に準拠して定める。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績評価を行い、業績手当の成績率、昇格、昇給及び昇任の実施に反映させている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	勤務成績が優れている者の成績率を「特に優秀」又は「優秀」としている。

ウ 平成25年度における給与制度の主な改正点

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく、国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を平成24年度に引き続き講じた。

(職員について)

- ・実施期間:平成24年4月～平成26年3月
- ・俸給表関係の措置の内容 … 一般職8級、研究職5級以上(▲9.77%)
一般職7級～3級、研究職4級、3級(▲7.77%)
一般職2級、1級、研究職2級、1級(▲4.77%)
- ・諸手当関係の措置の内容 … 役職手当:一律10%削減
期末、業績手当:一律10%削減
地域手当:減額後の俸給月額等により算出
超過勤務手当:当該職員の支給減額率に応じ削減

(役員について)

- ・実施期間:平成24年4月～平成26年3月
- ・俸給表関係の措置:一律▲9.77%
- ・諸手当関係の措置の内容 … 期末、業績手当:10%削減
地域手当:減額後の俸給月額等により算出

一般職国家公務員に適用される給与法等の改正に関連して、55歳を超える職員の昇給について、以下の措置を講じた。

- ・標準の勤務成績では昇給しないこととし(改正前は2号俸昇給)、特に良好の場合には1号俸(改正前は3号俸)、極めて良好の場合には2号俸以上(改正前は4号俸以上)の昇給に、それぞれ抑制。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
	人	歳	千円	千円	千円	千円
常勤職員	47	48.5	8,286	6,285	120	2,001
事務・技術	14	46.3	6,186	4,645	93	1,541
研究職種	33	49.4	9,177	6,980	132	2,197

再任用職員	4	63.8	4,015	3,433	90	582
研究職種	4	63.8	4,015	3,433	90	582

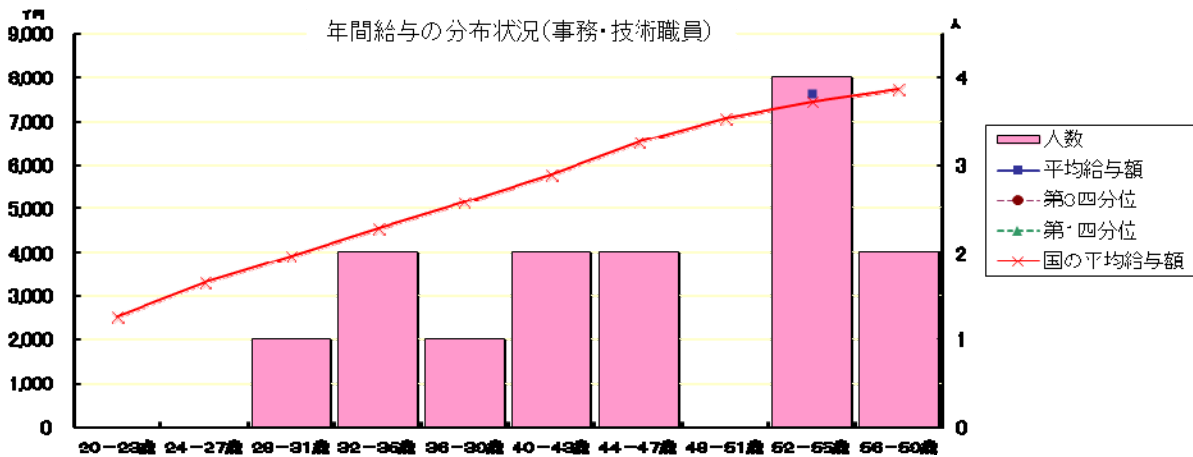
非常勤職員	13	41.6	2,773	2,285	114	488
事務・技術	12	39.9	2,668	2,201	118	467
研究職種	1	-	-	-	-	-

注:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注:非常勤職員の研究職種については該当者が1人であり、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「人員」以外の項目については記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員)〔任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕

(事務・技術職員)



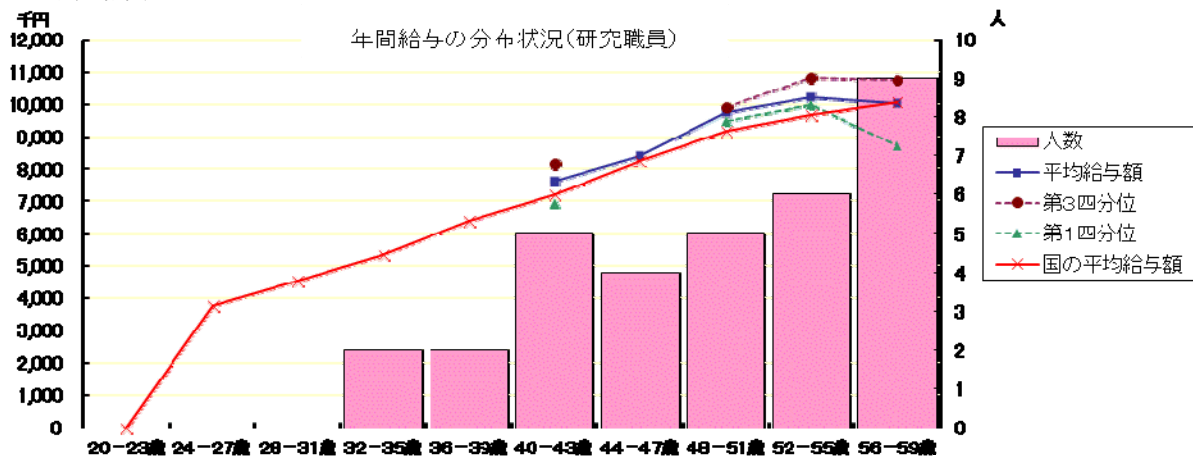
注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。
 注:年齢28-31、32-35、36-39、40-43、44-47、56-59歳の該当者はそれぞれ2人以下であり、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均給与額については記載していない。
 注:年齢52-55歳の該当者は4人以下のため、第1・第3分位については記載していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
・本部部長 ・本部課長 ・本部課長補佐 ・本部係長 ・本部係員	1	—	—	—	—
	1	—	—	—	—
	1	—	—	—	—
	10	44.6	5,245	5,513	6,271
	1	—	—	—	—

注:本部部長・本部課長・本部課長補佐・本部係員の該当者はそれぞれ1名であり、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均年齢及び平均給与額については記載していない。

(研究職員)



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。
 注:年齢32-35、36-39歳の該当者はそれぞれ2人であり、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均給与額については記載していない。
 注:年齢44-47歳の該当者は4人以下のため、第1・第3分位については記載していない。

(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
・本部研究部長 ・本部研究課長 ・本部主任研究員	9	55.7	10,537	10,734	10,791
	8	51.0	9,465	9,773	9,948
	16	45.0	6,918	7,731	8,324

③ 職級別在職状況等(平成26年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		部長	部長	部長	課長	課長	副参事	主査	主査	主事	主事
人員(割合)	14人 ()	0人 (%)	1人 (7.1%)	0人 (%)	0人 (%)	1人 (7.1%)	1人 (7.1%)	3人 (21.4%)	7人 (50.0%)	1人 (7.1%)	0人 (%)
年齢(最高～最低)		—	—	—	—	—	—	54 ～ 53	46 ～ 32	—	—
所定内給与年額(最高～最低)		—	—	—	—	—	—	4,723 ～ 4,614	4,166 ～ 3,357	—	—
年間給与額(最高～最低)		—	—	—	—	—	—	6,403 ～ 6,271	5,559 ～ 4,428	—	—

注:9級、6級、5級及び2級については該当者がそれぞれ1人であり、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「人員」以外の項目については記載していない。

職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(研究職員)

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		グループ長 上席研究員	主任研究員	主任研究員	研究員	研究員
人員(割合)	33人 ()	17人 (51.5%)	10人 (30.3%)	6人 (18.2%)	0人 (%)	0人 (%)
年齢(最高～最低)		59 ～ 46	58 ～ 41	43 ～ 35	—	—
所定内給与年額(最高～最低)		8,629 ～ 7,165	6,691 ～ 6,040	5,628 ～ 4,969	—	—
年間給与額(最高～最低)		11,629 ～ 9,376	8,691 ～ 7,906	7,337 ～ 6,483	—	—

④ 賞与(平成25年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分	夏季(6月)	冬季(12月)	計	
管理職員	一律支給分(期末相当)	52.1 %	59.3 %	55.8 %
	査定支給分(勤勉相当)	47.9 %	40.7 %	44.2 %
	最高～最低	47.9～47.9 %	40.7～40.7 %	44.2～44.2 %
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.8 %	66.8 %	65.8 %
	査定支給分(勤勉相当)	35.2 %	33.2 %	34.2 %
	最高～最低	38.4～32.9 %	35.7～29.9 %	35.2～31.3 %

賞与(平成25年度)における査定部分の比率(研究職員)

区分	夏季(6月)	冬季(12月)	計	
管理職員	一律支給分(期末相当)	55.8 %	59.0 %	57.5 %
	査定支給分(勤勉相当)	44.2 %	41.0 %	42.5 %
	最高～最低	48.3～33.2 %	45.7～30.7 %	45.5～31.9 %
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.9 %	67.2 %	66.1 %
	査定支給分(勤勉相当)	35.1 %	32.8 %	33.9 %
	最高～最低	39.9～32.7 %	37.0～30.4 %	35.7～31.9 %

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))	97.1
対他法人(事務・技術職員)	92.7

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容							
指数の状況	対国家公務員 97.1	<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">参 考</td> <td>地域勘案 97.7</td> </tr> <tr> <td></td> <td>学歴勘案 98.4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地域・学歴勘案 98.2</td> </tr> </table>	参 考	地域勘案 97.7		学歴勘案 98.4		地域・学歴勘案 98.2
参 考	地域勘案 97.7							
	学歴勘案 98.4							
	地域・学歴勘案 98.2							
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	—							
給与水準の適切性の検証	<p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合】 97.6%(国からの財政支出額 1,768,546千円、支出予算の総額 1,812,630千円:平成25年度予算)</p> <p>【累積欠損額】 0円(平成24年度決算)</p> <p>【管理職の割合(平成26年4月1日時点の常勤職員数(任期付職員及び再任用職員を除く。))】 6.9%[常勤職員数29名中2名]</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合(平成26年4月1日時点の常勤職員数(任期付職員及び再任用職員を除く。))】 41.4%[常勤職員数29名中12名]</p> <p>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合】 32.4%(支出総額 2,163,554千円、給与・報酬等支給総額 700,681千円:平成24年度決算)</p> <p>【検証結果】 (法人の検証結果) 当研究所においては、給与制度を一般職国家公務員に適用される給与法に準拠して定めており、給与水準は適正なものと考えます。</p> <p>(主務大臣の検証結果) 俸給表は国と同一となっていることから、引き続き、国家公務員に準じて適正な給与水準が維持されるよう取り組む必要がある。</p>							
講ずる措置	引き続き、国に準じて適正な給与水準の維持が図られるよう取り組む。							

(研究職員)

対国家公務員(研究職)

104.2

対他法人(研究職員)

105.3

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

○研究職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員	104.2
	参考	地域勘案 104.5 学歴勘案 103.8 地域・学歴勘案 104.3
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【指数の算出方法により指数が高くなっている理由】 当研究所では、少ない人員で広範かつ専門的な分野の研究を行っていることから、その研究領域に精通した者を採用しており、特に博士号を有する者が多くなっている。当研究所の研究職員のうち博士号を有する者は、対象職員33名のうち29名の87.9%と極めて高い割合となっている。 それに応じて初任給の決定等において給与水準が高くなっており、そのことが対国家公務員指数を上げる要因となっているものと推定される。	
給与水準の適切性の検証	【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合】 97.6%(国からの財政支出額 1,768,546千円、支出予算の総額 1,812,630千円:平成25年度予算) 【累積欠損額】 0円(平成24年度決算) 【管理職の割合(平成26年4月1日時点の常勤職員数(任期付職員及び再任用職員を除く。))】 24.4%(常勤職員数45名中11名) 【大卒以上の高学歴者の割合(平成26年4月1日時点の常勤職員数(任期付職員及び再任用職員を除く。))】 97.8%(常勤職員数45名中44名) 【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合】 32.4%(支出総額 2,163,554千円、給与・報酬等支給総額 700,681千円:平成24年度決算) 【検証結果】 (法人の検証結果) 当研究所においては、給与制度を一般職国家公務員に適用される給与法に準拠して定めており、給与水準は適正なものとする。 (主務大臣の検証結果) 俸給表は国と同一となっていることから、引き続き、国家公務員に準じて適正な給与水準が維持されるよう取り組む必要がある。	
講ずる措置	引き続き、国に準じて適正な給与水準の維持が図られるよう取り組む。	

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成25年度)	前年度 (平成24年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成23年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 710,170	千円 700,681	千円 (%) 9,489 (1.4)	千円 (%) △ 89,324 (△11.2)
退職手当支給額 (B)	千円 63,636	千円 46,495	千円 (%) 17,141 (36.9)	千円 (%) 18,913 (42.3)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 143,131	千円 152,856	千円 (%) △ 9,725 (△6.4)	千円 (%) 19,612 (△12.1)
福利厚生費 (D)	千円 121,449	千円 116,479	千円 (%) 4,971 (4.3)	千円 (%) 5,149 (△4.1)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 1,038,386	千円 1,016,511	千円 (%) 21,876 (2.2)	千円 (%) △ 96,172 (△8.4)

総人件費について参考となる事項

○給与、報酬等支給総額及び最広義人件費の対前年度増減理由

- 1) 給与、報酬等支給総額は対前年度比 1.4%増
〔主な要因〕 前年度に比べ、人事異動により職員数が1名増加したため。
- 2) 退職手当支給額は対前年度比 36.9%増
〔主な要因〕 前年度に比べ、定年退職者への支給が1名分増加したため。
※退職手当見直し措置による削減額の総額 2,039千円
- 3) 最広義人件費は対前年度比 2.2%増
〔主な要因〕 人事異動による職員増 及び 退職手当の支給対象者増のため。

○「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、以下の措置を講じている。

【役員】

・平成25年2月1日以降に退職する役員について、国家公務員に準じた調整率(※1)を設定し、退職手当支給水準を引下げ。

- ※1 ①退職日が平成25年2月1日～平成25年9月30日 98/100
②退職日が平成25年10月1日～平成26年6月30日 92/100
③退職日が平成26年7月1日～ 87/100

【職員】

・平成25年2月1日以降に退職する職員について、国家公務員に準じた調整率(※2)を設定し、退職手当支給水準を引下げ。

- ※2 ①退職日が平成25年2月1日～平成25年9月30日 98/100
②退職日が平成25年10月1日～平成26年6月30日 92/100
③退職日が平成26年7月1日～ 87/100

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし